

2020年度 社会福祉法人 山都町社会福祉協議会

事業計画書

1. 基本方針

少子高齢化や人口減少の著しい進行、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などにより、家族や地域のつながりが希薄化するなかで、社会的孤立、子どもの貧困や虐待、制度の狭間で対応が困難な案件などの課題が表面化しています。

国においては、地域共生社会の実現に向けて、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するための事業を創設するなど、地域における包括的な相談体制の整備が進められるとともに、繰り返し発生している大規模災害に備えた防災、福祉支援体制の強化についても必要性が高まっています。

当社協では、これらの状況を踏まえ本部、支部体制での運営を見直し、より専門性を高めた組織に再編し、町や関係機関と連携した地域福祉の推進を強化し、地域における公益的な取り組みを進めます。

その一つとして、高齢者の一人暮らし、高齢世帯の増加に伴い生活援護に係る相談件数が急速に増加していることを受け、新規事業として法人後見事業を開始します。

受託事業では、町及び関係機関と連携した包括的な支援体制の取り組みを推進することを念頭に置き、地域課題への対応を強化すべく、生活支援体制整備事業を主体とした事業を展開し、町内の社会福祉法人との連携や関係機関との連携・協働を進め、町の中核的な組織としての役割を果たす取り組みを進めます。

少子高齢化が急速に進んでいる中、各種福祉団体等と共に地域福祉の推進を主体とした活動を展開している社協は、関係機関との連携におけるプラットフォームとしての役割があり、社協が取り組む地域福祉への取り組みは、今後益々重要性が高まってくることと推察します。

令和元年度に町と協同で、令和2年4月から5か年間の地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。包括的な支援、連携を基本とした計画であることを踏まえ、地域福祉計画・地域福祉活動計画を柱とした地域福祉の推進を図ることを基本方針とします。

2. 重点事項

- (1) 専門性を高めた新組織による地域福祉事業の推進
- (2) 山都町生活支援体制整備事業の推進
- (3) 法人後見事業の取り組み及び総合相談・各種援護事業の強化
- (4) 介護保険・総合事業への諸対応
- (5) 行政及び関係諸機関との連携・強化
- (6) 職員の資質向上

3. 事業施策の進め方

- (1) 専門性を高めた新組織による地域福祉事業の推進

少子高齢化が急速に進んでいる中、町の中核的な組織としての役割を果たす取り組みを進めるため、従来の支部体制を見直し、より専門性を高めた組織に再編し、地域福祉事業の推進に努めます。

具体的には、旧町村ごとに進めていた事業を見直し、山都町を一体とした事業を推進することを基本に、総務課、地域福祉課、介護保険事業課の3課体制とし、各課に課長を配置しそれぞれの部門での専門性を高めた事業に取り組めるよう再編します。

昨年 of 理事改選後に法人運営担当理事及び事業運営担当理事を割り当て、理事及び事務局と事業推進の研修及び協議を進めてきたことから、さらに専門性を高めた協議を進められて行くことが期待できます。

当法人の定款に「この法人の業務決定は理事をもって組織する理事会によって行う。」と定めてあります。執行部である理事、その命を受け事務を行う事務局職員との連携を図り以下のとおり事業を進めて行きます。

- ①新組織体制による職員の意識向上と人材育成
- ②理事・監事・評議員研修会の実施及び各種セミナー・フォーラム等への参加
- ③社協運営会議・幹部職員会議・福祉活動専門員部会・介護保険事業所会議等の月例開催
- ④行政及び民生委員・児童委員協議会等関係機関との協働活動
- ⑤会計不祥事防止策としての内部牽制体制と外部監査の実施

(2) 山都町生活支援体制整備事業の推進

昨年度の取り組みをとおして、地域アセスメントが不足していることが分かりました。各地域の現状と意思を知ることで、丁寧に対応することが住民主体による支え合い活動につながることを再認識しました。

今年度においては、シルバーヘルパーと若い世代にターゲットを置きながら、小地域単位で地域の方々と考える場面を多く持ち、住民主体の活動が行いやすくなるよう、コーディネーターを中心として以下のとおり事業を進めます。

- ①地域のお宝さがしの取り組みと見える化
- ②シルバーヘルパー及びボランティア協力校との連携強化
- ③生活サポートセンター活動支援

(3) 地域福祉の啓発と人材の活躍

基本となる地域福祉の啓発と理解促進、人材の活躍・人材の連携を図るため、地域支え合いへの意識・関心を高めること、子どもから青壮年、高齢者までの啓発と、ちょっとしたボランティアなどへのかかわりを支援し、ボランティア経験から活動や意識を広げるため、以下のとおり事業を進めます。

- ①地域福祉の広報・啓発
- ②30 地区福祉会、福祉委員、民生委員児童委員の活動の広報
- ③子どもたちの福祉の意識づくり
- ④生涯学習での意識づくり
- ⑤人材の活躍機会の工夫
- ⑥ボランティアの育成と活躍機会の提供
- ⑦福祉団体活動の支援と連携

(4) 地域支え合い活動の推進

身近な生活単位である 30 地区福祉会や各行政区等での支え合い活動を推進するため、地域支え合い活動の基本である 30 地区福祉会の活動の支援、いきいきサロンや見守り活動、交流事業や生活支援活動などの支援、安全・安心を目指した防犯活動を行うため、以下のとおり事業を進めます。

- ①30 地区福祉活動の充実
- ②見守りネットワークの充実
- ③サロン活動の推進
- ④生活支援の推進
- ⑤地域での防災・防犯活動の推進

(5) 関係機関の連携・協働

総合相談や地域包括ケア等、関係機関・多職種との連携による一層の支援を図るため、身近な相談窓口から、複合的な課題に対応できる総合相談とのつなぎ、地域包括ケアにおける地域の役割や子育て、障がい者との共生、認知症の人を支える地域づくり、自力で避難が出来ない人や経済的課題、権利擁護の必要な人等を地域で支えることを行うため、以下のとおり事業を進めます。

- ①総合相談・総合対応の充実
- ②地域子育て支援
- ③障がい者地域共生
- ④地域での健康づくり・介護予防
- ⑤地域での認知症対策
- ⑥避難行動要支援者の支援
- ⑦権利擁護の推進
- ⑧生活困窮等への対応
- ⑨自殺防止対策
- ⑩各種団体・福祉関連事業所の連携・構築

(6) 経営基盤強化のための財源確保

当社協の財源を支える介護保険事業収入の状況を見定めるとともに、町からの委託事業の取り組み、県・県社協・共同募金会等の助成金交付事業等を進めるとともに、新たな事業収入の確保や経費節減に努め、安定した社協経営が行っていただけるように以下のとおり取り組んでいきます。

- ①新たな事業収入（遺贈・ファンドレイジング）の取り組みと研究
- ②各種事業の効率化と経費節減
- ③全戸会員制度の周知、理解、使途明確化

- ④賛助会員（特別会員）の加入促進と使途の明確化
- ⑤赤い羽根共同募金運動充実と、効果的配分
- ⑥各種団体への適正な活動助成金の交付

（7）在宅福祉サービス事業の充実

山都町の人口の将来推計では、2015年の国勢調査時の人口15,149人、65歳以上の人口6,737人（高齢化率44.5%）が、団塊ジュニア世代が高齢となる2040年には、人口7,711人、65歳以上の人口4,750人（高齢化率61.6%）になると予測されています。65歳以上の高齢者人口は2020年以降減少が見込まれますが、総人口の減少の割合が大きく、高齢化率は上昇します。特に年齢が高く課題を抱えがちな75歳以上の後期高齢者は人数が増えるとともに総人口に占める割合が高くなって行きます。

国が在宅支援を進める中で、社協は介護保険制度以前から先駆的に在宅福祉サービスに取り組んでおり、民間事業者との調整を図りながら地域包括ケアの要として、介護サービスの提供によるセーフティネットとしての重要な役割を担っています。

在宅福祉サービス事業の充実を図るため、介護保険事業を主体として以下のとおり事業を進めます。

- ①居宅介護支援事業所の経営
- ②予防居宅介護支援計画原案作成の受託
- ③訪問介護事業所の経営
- ④訪問型サービスA（総合事業）の実施
- ⑤通所介護2事業所の経営
- ⑥通所型サービスA（総合事業）の実施
- ⑦障害者総合支援法における居宅介護（訪問介護）事業所の経営
- ⑧山都町生活支援・介護予防体制整備事業受託経営（生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置）
- ⑨生きがいサロン事業の実施（独自事業）
- ⑩在宅介護者交流事業の実施
- ⑪福祉機器貸与事業の実施
- ⑫山都町生活サポートセンター事業の実施